

令和 8 年第 2 回境港警察署協議会開催状況

開催日時	令和 8 年 6 月 22 日 (月) 午後 2 時 30 分から午後 3 時 45 分まで	
開催場所	境港警察署	
出席者	委員 (定数 6 人)	伊佐治会長、持田副会長、松本委員、土川委員、三瀬委員、 奥森委員 以上 6 人
	警察	谷本署長、仲倉管理官、渡邊地域課長、小椋生活安全刑事課長、 本高屋交通課長、奥迫警備課長、矢倉会計課長、警務課員 2 人 以上 9 人
議 事 概 要		
1 挨拶 会長、警察署長から挨拶があった。 2 自己紹介 出席者が自己紹介を行った。 3 監察の取組状況 警察署長が、監察の取組状況について報告した。 4 治安概要等説明 (1) 生活安全刑事課関係 生活安全刑事課長が、刑法犯認知件数の推移、特殊詐欺認知状況及び警察庁が推奨する特殊詐欺対策アプリについて説明した。委員からの主な質疑とそれに対する警察の回答は次のとおりであった。 委員：防犯カメラの必要性と、設置場所の選定等について教えてもらいたい。 警察：昨今、匿名・流動型犯罪グループによる凶悪な犯罪が全国的に発生しており、本県においても危機感を持って対応しているところである。この様な治安情勢の中、防犯カメラの活用は、犯罪を予防し、危害を未然に防ぐとともに、犯罪が発生した場合には、犯罪を速やかに認知し、犯人の追跡、被害者の保護に大変有効になっている。警察としては、「犯行対象となり得る人・物が集中する場所」、「時間帯によっては人通りは少なくなるなど、犯罪の実行場所となる可能性がある場所」、「犯罪実行者の集合場所等となる可能性がある場所」を着眼点として、民間と協力しながら防犯カメラの設置を進めている状況である。 (2) 交通課関係 交通課長が、交通事故の発生件数とその特徴及び本年 4 月に導入された自転車への交通反則通告制度について説明した。委員からの主な意見、質疑等とそれに対する警察の回答は次のとおりであった。 委員：自転車に対する交通反則通告制度について、鳥取県警察では自転車に対する指導取締りや警告はどの程度実施されているか。 警察：自転車に対する取締り件数について、4 月、5 月中の青切符による検挙が 4 件あった。形態については、一時不停止と携帯電話使用等(保持)違反であった。また、指導票を用いての警告件数は 4 月、5 月中に約 100 件あり、違反形態は、一時不停止、右側通行及び二人乗りが多かった。 委員：車道の左側を走行する自転車が多くなったが、自動車で側方を追い抜いて通過する際の通行方法について教えてもらいたい。 警察：走行する自転車の右側を通行する際は、少なくとも 1 メートル以上間隔をあけるか自転車との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならない。 委員：自転車のルールが守られていないように感じるが、中でも外国人について、警察としてどのように対応しているか。 警察：境港警察署では、市内で生活している外国人実習生や留学生に対する外国人講習を行っており、その中で交通安全に関する講習を実施している。今後もあらゆる機会を捉えて、外国人講習を行っていく。 5 その他 次回協議会は、令和 8 年 9 月中旬頃に開催する予定である。		